

どうだん

発行
島田市農業委員会
編集
農業委員会事務局
静岡県島田市中心町1番の1
0547-36-7209
URL : <http://www/city.shimada.shizuoka.jp>
E-mail : nougyoui@city.shimada.shizuoka.jp

島田市農業委員会だより第2号

平成18年11月10日発行

も く じ	・アロエ生産者 大橋さん紹介	(表紙)
	・葉ねぎ生産者 近江さん紹介	(2)
	・農地の転用について	(2)
	・新農業者年金加入のお知らせ	(3)
	・H18 農政協力委員名簿	(4)
	・農業よろず相談会	(4)
	・認定農業者との意見交換会	(4)



アロエ生産者 大橋 勝典さん、則子さん(二俣)



自宅から30km離れた温暖な土地で、30坪のビニールハウスに無農薬有機肥料のアロエ栽培を始めて7年が経ちました。アロエ栽培を始めた頃は色々な苦労をしましたが、今では年間収穫量3tを出荷しています。

アロエの株は、根が横に広がるため田んぼの耕土を利用して栽培できますが、寒さに弱いため冬季の間はビニールを張り温度管理をすることにより、年中収穫できる作物です。

今回は、アロエ生産者の大橋さんに取材をさせていただきました。

大橋さんの作るアロエは主に化粧品や健康食品の原料になっているため、無農薬にこだわり、ポジティブリストの導入により隣接地の対応に力を入れたいと熱心に語って頂きました。

葉ねぎ生産者紹介

農業を楽しんでいます！

近江泰久さん(志戸呂)

島田市牛尾で「葉ねぎ」の水耕栽培を始めて8年になります。20アルのハウスで周年栽培を行っており、「お茶」200アルについても両親と経営行っている複合農家です。

農業について改めて考えると大変なことはかりで、天候に左右され作物の生育に影響が出ること、害虫駆除の問題、夏の炎天下にはハウス内の温度が45度にもなり肉体的疲労による健康の維持、ポジティブリスト導入による農薬管理や原油価格の高騰など、生産者にとって頭を悩ますことが多くなってきました。

しかし、逆にこうも思っていますよ。生産者は経営者(社長)であり、思ったことはすぐ行動

に移すことができ、創意工夫を活かし努力すれば金銭面や達成感など自分にプラスになることを。自己責任を求められる職業ですが、現状に満足することなく経営改善を図りながら、これからも楽しみながら農業をやっけて行きたいと思えます。



農地転用には許可が必要ですよ！

農地転用とは？

農地(田・畑)を農地以外の用途(宅地・駐車場・資材置場等)に変更する行為のことです。

この場合、農地法に基づく許可申請が必要となります。

転用にはどんな

手続きが必要ですか？

農地法による農地転用許可は「自己転用」か「農地売買・貸借に伴つ転用」によって申請の方法が区分されます。

「自己所有地の転用」

農地法第4条の許可申請

「転用を目的とした

農地の売買・貸借」

農地法第5条の許可申請

地目が農地であれば、全て対象となります。

耕作されていなくても農地として活用できる状態がある限り農地とみなされます。

地目が農地でなくても、肥培管理されていれば農地とみなされます。

一時的に農地を資材置場にする場合も農地転用となります。

無断で転用した場合は？

どうなりますか？

無断転用は農地法違反となり、工事の中止、現状回復などを命じられたり、罰則(3年以下の懲役、または300万円以下の罰金)が科せられますので、無許可での転用は止めましょう。

転用等のご相談は

島田市農業委員会まで

電話 36 7209

新 農業者年金に加入しませんか？

1. 加入できる方と、加入方法の種類について

新農業者年金には、農業経営者のみならず、農業に従事する者も加入できるようになりました。加入には**通常加入**と**政策支援加入**の2種類あり、一定の要件が必要です。

通常加入：60歳未満で、国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者でないこと）で、年間60日以上農業に従事する者は、誰でも加入することができます。

政策支援加入：次の3つの要件を満たし、かつ、次表「補対象者区分」の～のいずれかに該当する意欲ある担い手が対象になります。同一経営内での夫婦や後継者なども対象になります。

1. 20年要件：政策支援を申し出をした日から60歳までの期間、新制度における保険料納付済期間、および旧制度におけるカラ期間を合算した期間が20年以上見込まれること。
2. 所得要件：必要経費等控除後の農業所得（配偶者、後継者の場合は支払いを受けた給与）が900万円以下であること。
3. 年齢要件：旧制度加入者の場合は、昭和22年1月2日以降生まれであること。

2. 保険料について

保険料には、**通常保険料**と**特例保険料**があります。

通常保険料：通常加入の者が納付する保険料です。保険料の額は、それぞれの農業所得や老齢給付に応じて、月額2万円から6万7千円まで千円単位で加入者が自由に決定し、また、いつでも変更できます。

特例保険料：政策支援（保険料の国庫補助）を受ける政策支援加入者が納付する保険料です。補対象者が納付する保険料は、基本となる保険料2万円から補額を除いた額となります。

政策支援加入の補対象区分と特例保険料

区分	補対象者	国庫補額 (自己負担分の特例保険額)	
		35歳未満	35歳以上
	認定農業者で青色申告者		
	認定就農者で青色申告者	10,000円 (10,000円)	6,000円 (14,000円)
	又はの者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は後継者		
	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (14,000円)	4,000円 (16,000円)
	35歳未満の後継者で35歳までにの者になることを約束した者		-

3. 年金給付について

給付の種類は、**農業者老齢年金**、**特例付加年金**、及び**死亡一時金**の3種類です。

農業者老齢年金：加入者が納付した保険料、特例保険料およびその運用収入を基礎とする終身年金です。国民年金と同様に60歳まで繰り上げ受給を選択することができます。

特例付加年金：保険料の国庫助成額とその運用収入を基礎とする終身年金で、原則65歳に達し、かつ、農業を営む者でなくなったときから受給できます。ただし、20年要件、年齢要件、経営継承の要件を満たす必要があります。

死亡一時金：納付した保険料とその運用収入を原資とする農業者老齢年金の受給機会の喪失を埋め合わせることが適当であることから、加入者及び受給権者が80歳に達する前に死亡したときに、その者と生計を一にする遺族に支給されます。

農業者年金加入に関するパンフレットなど農業委員会にご用意していますので、お気軽にお問い合わせください。

平成18年度 農政協力員名簿

島田地区			金谷地区				
地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
鍋川	戸田 曉生	大草	楠 登志夫	高熊	鈴木 秀雄	緑町	大橋 正明
島口	山崎 和俊	千葉	坂田 正夫	福用	大池 義男	古横町	藤 豪三
長島	仲安 博夫	1支部	塚本 幸一	神尾	石塚 京裕	横丁	齋藤 三郎
犬間	永橋 久志	2支部	八木 昭夫	横岡	佐永 裕次	天王町	前浦 子
小川	石神 利明	3支部	森 義造	岡中	永井 武時	二軒家	松田 秀夫
小平	大塚 弥	4支部	杉本 勝義	岡下	増田 芳彦	清水	増田 廣夫
二保	大袋 博巳	5支部	広住 弘保	下東	杉本 祥行	中町	鈴木 光洋
白井	市川 芳幸	6支部	栗田 豊寿	下西	山中 徳雄	扇町	石川 雅次
伊太	伊藤 茂美	7支部	森下 徹男	下下	伊藤 末明	泉町	福谷 光雅
相賀	太田 重弘	8支部	飯塚 徹男	牛尾上	松田 侑伸	東町	進土 一夫
神座	和田 重弘	9支部	河村 大石	牛尾下	大石 修一	東宮崎町	中村 貢
大井	JA中溝 鈴木 慎治	10支部	大石 盛夫	島東	横山 良王	宮崎町	戸田 久雄
幸町	佐野 盛明	11支部	桜井 欣司	島西	浅原 孝男	栄町	水野 利政
横井	立林 教一	12支部	堤坂 章充	番生寺	小林 義明	根岸	鈴木 根村
新田	森下 剛夫	13支部	河合 高久	番生寺	鈴木 芳雄	代官居	鈴木 五睦
南通	吉原 義夫	14支部	村松 好生	番生寺	石本 広晴	猪土居	中松 紅林
本通	七原 憲一		大井 忍	番生寺	持塚 信吉	猪土居	鈴木 啓允
高砂	鈴木 実吉		大井 真五	志戸呂	田中 淳	切山	
旭町	萩原 良夫	吹木	富宮 数原	大代上	大代中	切山	
御飯	新間 定夫	原の平	塚本 大塚	大代下	大代下	富土	
向島	大池 雄一郎	湯日	塚本 初上	菊川	佐夜鹿		
河原	荒浪 征一	尾西	旧初下	牧ノ原	川平		
向谷	加藤 征一	色尾東	旧初上	菊川	川平		
向谷	石川 征一	色尾東	旧初下	菊川	川平		
三ツ	杵塚 清次	旧初上	旧初上	菊川	川平		
中溝	杉山 清一郎	旧初下	旧初下	菊川	川平		
中河	森川 三雄	谷口上	谷口上	菊川	川平		
元島	駒形 岳志	谷口下	谷口下	菊川	川平		
東野	駒形 邦彦	大柳	大柳	神谷	神谷		
西野	駒形 文夫	中井	中井	神谷	神谷		
上野	大佐 茂治	南岡	南岡	神谷	神谷		
落合		岡田	岡田	坂町	坂町		
尾川		田	田	城山	城山		

農業よろず相談会

農家のみなさん、日頃農地の利用や農業者年金について、困っていることはありませんか？ 農業委員会では、下記地区で出張相談を行います。お気軽にお越しください。

(伊久身・北部)

平成18年11月25日
午後1時30分から4時
JA北支店

(六合)

平成19年1月25日
午後1時30分から4時
JA六合支店

(大津)

平成19年1月18日
午前9時から11時30分
JA大津支店

(初倉)

平成19年2月4日
午前9時から11時30分
JA初倉支店

(牧之原)

平成19年2月2日
午後1時30分から4時
JA牧之原支店

(金谷)

平成19年1月31日
午前9時から11時30分
JA金谷支店

(五和)

平成19年2月1日
午前9時から11時30分
JA五和支店

認定農業者との意見交換会

農業委員会では、今回、金谷・五和地区を対象に認定農業者との意見交換会を開催します。認定農業者の皆様のご意見ご要望をお聞かせください。

対象

金谷・五和地区認定農業者
(他の地区の方も可)

場所 JA五和支店
日時 平成19年2月8日
午後7時から

全国農業新聞を購読

しませんか？

全国農業新聞は、営農・生活に役立つ総合専門紙です。

発行日 毎週金曜日
購読料 一ヶ月六百元
(送料込)

購読の申し込みは、お近くの農業委員又は農業委員会事務局まで。

編集後記

初冬の候、心せわしい師走となりましたが、本年もいよいよ押しつきました。

島田市のホームページでもカラー版の農業委員会だよりを公開していますので、是非ご覧ください。
農政企画部会一同